

計画策定作業の進め方

1 これまでの「千葉県子どもの貧困対策推進計画」の位置づけ

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に規定する「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」
- 策定に当たっては、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案するとともに、「千葉県総合計画」、「千葉県地域福祉支援計画」、「千葉県子ども・子育て支援プラン」、「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」等、県の関連諸計画との整合を図ることとしていた。

2 「こども基本計画」との関係

- 令和5年4月1日付けで「こども基本法」が施行され、同法に基づき国が定める「こども大綱」は、以下の既存3大綱を廃止し、一体のものとして、令和5年12月に閣議決定された。
 - ・ 少子化社会対策大綱（少子化社会対策基本法第7条第1項）
 - ・ 子供・若者育成支援大綱（子ども・若者育成支援推進法第8条第2項）
 - ・ 子供の貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項）
- 都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとされており、以下の計画と一体的に策定できるとされた。
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県「子ども・若者計画」
 - ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画
 - ・ その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（例：次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画）
- 千葉県においては、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を「(仮称)千葉県こども計画」に一本化することも含めて、今後、検討を進めていく。

3 進め方

- これまでの「千葉県子どもの貧困対策推進計画」の内容を基本とし、現行計画（R2～R6）の策定に倣い、作業を進めていく。
（課題の洗い出し・実態調査・国大綱の勘案→骨子案作成→素案作成→計画案作成）
- 今後「千葉県子どもの貧困対策推進計画」が「千葉県こども計画」に統合されることとなった場合には、本部会で検討した内容（計画素案）を、「千葉県こども計画」にフィードバックさせていくこととしたい。